

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 国の責務

国は、温室効果ガスの排出の抑制等のための施策及び活動に関する普及啓発を行うものとする。

(第三条第三項関係)

第二 地球温暖化対策計画に定める事項の追加

一 地球温暖化対策に関する計画（以下「地球温暖化対策計画」という。）に定める事項として、温室効果ガスの排出の抑制等のための施策及び活動に関する普及啓発の推進（これに係る国と地方公共団体及び民間団体等との連携及び協働を含む。）に関する基本的事項を加えるものとする。

(第八条第二項第九号関係)

二 地球温暖化対策計画に定める事項として、地球温暖化対策に関する国際協力を推進するために必要な措置に関する基本的事項を加えるものとする。

(第八条第二項第十号関係)

第三 地方公共団体実行計画の共同策定等

一 都道府県及び市町村が策定することとされている、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関する

温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）について、単独で又は共同して策定するものとする。

（第二十一条第一項関係）

二 地方公共団体実行計画において、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項として定めるものとして、その利用に伴って排出される温室効果ガスの量がより少ない製品及び役務の利用及び都市機能の集約の促進を例示として加えるものとする。

（第二十一条第三項第二号及び第三号関係）

第四 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

第五 附則

一 この法律の施行期日について定めること。

（附則第一条関係）

二 この法律の施行に伴う所要の経過措置について定めること。

（附則第二条関係）

三 関係法律について所要の改正を行うこと。

（附則第三条から第五条まで関係）